

「にらさきし こ 韮崎市けんり かん 子どもの権利に関する条例じょうれい」パブリックコメント



じょうれい 条例の紹介しょうかいを読んで、みなさん 皆さんの思おもったことなどなんでも聞きかせてください

◆ じょうれい 条例を見る場所 にらさきし ・ 韮崎市ホームページ

・ しやくしよ かい 市役所1階 こそだ か こども子育て課

◆ いけん 意見の募集期間 れいわ ねん 令和6年12月20日か きん（金）～れいわ ねん 令和7年1月17日にち きん（金）

◆ いけん 意見の出し方 き 決められた用紙ようし か に書いて、

① ゆうそう 郵送 ② しやくしよ ファックス ③ しやくしよ 市役所に持もってくる

④ おく メールで送おくっていただくこともできます

◆ しやくしよ 市役所で じょうれい 条例を見る場合や、いけん 意見を提出ていしゅつするときには・・・

げつようび きんようび ごぜん 月曜日～金曜日の午前8時30分～ごご 午後5時15分

* ちゅうい 注意 どようび 土曜日、にちようび 日曜日、しゅくじつ 祝日、がつ 12月30日～にち 1月3日か は

しやくしよ やす 市役所はお休みです。

◆ いけん いただいた意見は・・・

じょうれい 条例にどのように反映はんえいしていくのか、にらさきし かんが 韮崎市が考かんがえをまとめて、

し ホームページでお知しらせします。

とあ 問い合わせ

にらさきし 韮崎市 こそだ か こども子育て課 こそだ しえんたんどう 子育て支援担当

〒407-8501 にらさきしすいじん 韮崎市水神1-3-1

でんわ 電話：0551-22-1115

ファックス：0551-22-8479

Eメール：kodomo@city.nirasaki.lg.jp

にらさきしこ けんり かん じょうれい しょうかい 韮崎市子どもの権利に関する条例の紹介



にらさきしこ けんり かん じょうれい 韮崎市子どもの権利に関する条例

子どもが、健やかに成長し、安心してしあわせに暮らせるように、たくさんの人に子どもの権利を知ってもらったり、まわりの大人たちの役割を決めて、子どもが困っている時に助けてくれるしくみをつくったりする必要があります。そのルールを決めたものが「韮崎市子どもの権利に関する条例」です。条例は、みんなの意見を聴いてつくりま

じょうれい 条例とは

まちのルールを決めたものです。

じょうれい こ ねんれい この条例の「子ども」の年齢

さい さいみまん たいしょう
0歳～18歳未満が対象となります。

どのようにしてつく どのようにして作られたか

にらさきしこそだ しえん しごと ひと ちいき だいひょう ひと だいがく ちゅうがっこう ほいく
所、幼稚園などの先生、子育てをしているお父さん、お母さんが集まって、「韮崎市子ども・
子育て会議」を開いていろいろ話し合っていました。

じょうれい こ わかもの いけん き と さんこう
条例には、子どもや若者にアンケートや意見の聞き取りをして、それを参考にしています。



アンケート調査

条例をつくるために、子どもから大人までアンケート調査を行い意見を聴きました。

◇子どもの権利アンケート【小・中学生】

・小学5年生～中学3年生 841人（回収率：84.9%）

◇子どもの権利アンケート【高校生・若者】

・15歳～39歳の市民 82人（回収率：6.8%）

* 調査期間：令和6年6月14日～28日

◇子どもの権利アンケート【高校生】

・韮崎高校、韮崎工業高校に在籍する全生徒 286人（回収率：25.7%）

* 調査期間：令和6年8月21日～9月16日

◇自由記載、聴き取り【放課後児童クラブ・放課後子ども教室】

・放課後児童クラブ（韮崎・北東・北西・甘利）、放課後子ども教室（穂坂）

を利用する小学1年生～6年生 226人

* 調査期間：令和6年8月21日～9月6日

ワークショップ

こどもまんなかTEENSカイギ

1回目：令和6年9月15日（日）午後3時～午後4時30分

2回目：令和6年9月29日（日）午後3時～午後4時30分

・小学5年生～高校3年生 8人



子どもの権利ってなに？

世界中のすべての子どもは、生まれながらに子どもの権利を持っています。子どもが、すこやかに自分らしく育つために必要なことです。

世界のたくさんの国が話し合っ、1989年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」をつくり、日本も1994年に賛成しています。

「子どもの権利条約」では、子どもの権利を考えたときに一緒に考えなくてはならないことを決めており、主に次のものがあります。

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に 対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

《出典：日本ユニセフ協会》子どもの権利条約の考え方

「子どもの権利条約」
(児童の権利に関する条約)



《日本ユニセフ協会》

にらさきし こ けんり かん じょうれい ないよう
蕪崎市子どもの権利に関する条例の内容



この条例は

日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神、子ども基本法の考え方にそって、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるように、子どもの権利を大切に守り、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

子どもの権利の保障 ～子どもの権利を守るための役割～

【保護者（親など）はこうしましょう】

- ・子どもの声を聴いて、子どもの意見を尊重しましょう。
- ・子どもといる時間を大切にしましょう。
- ・保護者（親など）が困ったときには、まわりのみんなにサポートしてもらえます。

【学校や保育所、幼稚園などはこうしましょう】

- ・子どもの声を聴いて、子どもの意見を尊重しましょう。
- ・子どもに何か心配なことがありそうなら、市などにサポートしてもらえます。

【地域の大人はこうしましょう】

- ・地域は子どもにとって大切な場所です。子どもにとって安全で安心な地域をつくり、その環境を守りましょう。

【蕪崎市はこうします】

- ・子どもにとって一番良いことは何かを考えて、子どものためのいろいろな取り組みを保護者や学校、地域の人と協力して行います。

【子どもはこうしましょう】

- ・子どもは、周りの人の権利も大切にして、お互いのことを考えましょう。

子どもの居場所づくり ～子どもにとって大切な場所～

- ・大人は、子どもが安心して過ごすことができるように、遊び、学び、休むための居場所をつくりましょう。
- ・居場所づくりを考えるときは、子どもの意見を聴きその意見を尊重しましょう。

子どもにやさしいまちづくりの推進

- ・子どものための取組みは、子どもが参加する機会をつくり、考えを聴きます。
- ・韮崎市、保護者、学校や保育所、地域の人は、子どもが中心となって自分たちで活動できるようにサポートしましょう。

相談体制の充実

- ・子どもが困ったときに安心して相談できる場所をつくります。

施策の推進

- ・子どものための取組みを進めるため、みんなの意見を聴きながら計画をつくります。

そのほかこんなことを決めています

- ・虐待やいじめ、差別をなくします。もしも傷ついた子どもがいれば、それを治したり、虐待やいじめ、差別がなくなるようにしなければなりません。
- ・子どもの権利について、たくさんの人に知ってもらい、お互いの権利を尊重できるようにサポートします。